

ソフトウェア使用許諾契約書

株式会社アイビーソフト（以下「弊社」と記載します）は、お客様（法人または個人のいずれであるかを問いません）に、本使用許諾契約書（以下「本契約書」と記載します）に基づいて提供する本ソフトウェアを使用する権利を下記条項に基づき許諾します。

本ソフトウェアをインストール、複製、または使用することによって、お客様が本契約書のすべてにご同意いただいたものといたします。

なお、本契約書の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアをインストール、複製、または使用しないでください。

第1条（著作権）

本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、弊社に帰属しています。

第2条（使用許諾）

1. お客様は、本契約の条項にしたがって本ソフトウェアを使用することができます。

2. お客様は、本ソフトウェアのライセンス登録をすることにより、本ソフトウェアの全機能を使用する権利を許諾します。

3. お客様は、ライセンス登録により許諾されたライセンス数の範囲内の台数のコンピュータで使用することができます。

第3条（制限事項）

1. お客様は、本契約書に明示的に許諾されている場合を除いて、本ソフトウェアの使用、全部または一部を複製、改変等を行うことはできません。

2. お客様は、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、解析を行うことはできません。

3. お客様は、本ソフトウェアを有償、無償を問わず、第三者に使用許諾、貸与またはリースすることはできません。

4. 本ソフトウェアに万が一不具合その他の瑕疵が存在した場合でも、弊社は何らの保証もいたしません。

5. 本ソフトウェアの利用により、万が一ハードウェア機器若しくはデータ等に支障が生じた場合でも、弊社は一切その責任を負いません。

6. 本ソフトウェアについて、第三者との間で著作権その他知的財産権上の紛争、製造物責任法に基づく紛争等が生じた場合といえども、弊社は一切その責任を負いません。

7. 上記の他、本ソフトウェアの利用に関して、お客様又はお客様の顧客に何らかの損害が生じた場合でも、弊社は一切その責任を負いません。

第4条（免責）

弊社は、お客様が本ソフトウェアの使用によって直接または間接的に受けられた損害については、一切責任を負いません。

第5条（契約の期間）

本契約は、本ソフトウェアのインストール、もしくは使用を始めたとき発効し、第6条に記載の内容により本契約が終了するまで有効であるものとします。

第6条（契約の終了）

1. お客様は、いつでも本ソフトウェアおよびそのすべての複製物ならびに関連ドキュメントを廃棄することによって、この契約を終了させることができます。

2. 弊社は、お客様が本契約のいずれかの条項に違反したときは、お客様に対し何らの通知・催告を行うことなく直ちに本契約を終了させることができます。

3. 上記第2項の場合、弊社は、お客様によって被った損害をお客様に請求することができます。

4. お客様は、本契約が終了したときは、直ちに本ソフトウェアおよびそのすべての複製物ならびに関連資料を破棄するものとします。

第7条（その他）

1. お客様は、いかなる方法および目的によっても、本ソフトウェアおよびその複製物を日本国外に輸出してはなりません。

2. 本契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用され、本規約から生じる紛争については日本国の裁判所の裁判管轄権に服するものとします。